

第3回 広陵町政策推進審議会 議事要旨

I 開催日時 令和8年1月30日（金） 午後1時30分から午後2時45分まで

II 開催場所 広陵町役場 3階 第1委員会室

III 出席者

<委員>11人（欠席1人）

窪田会長、清水副会長、石川委員、岡野委員、杉本（洋）委員、杉本（雅）委員、辻委員、西川委員、藤山委員、藤田委員、松村委員

<事務局>6人

企画総務部 藤井部長

総合政策課 芝課長、岡崎、河井

フォーティエンスコンサルティング株式会社 高橋、櫻井

IV 次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 パブリックコメントの結果について（計画への反映及び回答案）

4 その他

5 閉会

<配布資料>

資料 1：第5次広陵町総合計画更新（中期基本計画策定）に係るパブリックコメントの実施結果について

資料 2：第5次広陵町総合計画中期基本計画素案の修正について

当日配布資料1：第5次広陵町総合計画（中期基本計画）の策定について（答申素案）

当日配布資料2：議事要旨への回答等の追記について

V 議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

皆様大変ご多忙の中、ご参集いただきありがとうございます。広陵町総合計画中期基本計画もいよいよ大詰めです。パブリックコメントもいただき、本日は最終的な検討を進めてまいりたいと思います。皆様は普段からお忙しいとは思いますが、今は衆議院議員選挙もあり、益々慌ただしく過ごされているかもしれません。広陵町は現職首相のお膝元の選挙区ですから静かな選挙になるのではないかと思います。国政ではこのような選挙で大きなことを定めていきますが、地方自治においては総合計画を策

定してそれに基づいて進めていくということで、総合計画は極めて重要なものでございます。皆様のお力添えもいただき、そして今回はパブリックコメントで住民の方々からご意見もいただき、それらを合わせて総合計画を仕上げていると、思っております。それでは本日もよろしくお願いいたします。

3 議事

○事務局から第5次広陵町総合計画更新（中期基本計画策定）に係るパブリックコメントの実施結果について説明（資料1、2）

【資料・説明を踏まえた質疑応答】

（A委員）

No.11①について、提出された意見はごく簡単だが、そこから「温室効果ガス排出量の削減を図る」という内容に一気に踏み込んでいる。このように文言の変更に踏み切った理由はあるか。また、排出量削減という量的なことに言及しているのであれば、目標を立てて「確実に排出量が減少している」という実績を示していかなければならない。排出量削減の見込みはあるか。

（事務局）

修正前の記載は前期基本計画を踏襲したものであり、前期基本計画策定時点では、個別計画が十分に整備されていなかったため、「再生可能エネルギーの導入で温室効果ガスの排出量を削減する」という内容を盛り込めていなかった。また、庁内エネルギー使用量や再生可能エネルギー導入量を指標として計画内に既に記載しているため、併せて手段も記載することとした、という経緯である。

（A委員）

この内容で計画の修正を行うこと自体は反対ではないが、「この意見があったからこのように修正した」という因果関係には無理があるように思われる。意見提出者もそのようなことを求めているのではないのか。意見提出者に文言の修正の責任を負わせているという捉え方もできる。回答（案）や計画の修正の書きぶりを工夫しても良いのではないのか。

（B委員）

具体的に再生可能エネルギーを導入する計画はあるのか。

（事務局）

個別計画である「広陵町地球温暖化対策実行計画」に基づきカーボンニュートラルに向けた取組も併せて記載している。直近ではため池発電で役場の電力を賄うことを検討している。ため池にフロート型のソーラーパネルを設置し、太陽光発電で役場庁舎・広陵町ふるさと会館グリーンパレス・さわやかホールの3施設の電力を賄い、余剰分の電力は蓄電池として蓄え、災害時に利用することを計画している。また、公用

車のEV化も順次進めており、令和8年度には3台導入予定である。予算の制約はあるが、今後も行政からカーボンニュートラルに積極的に取り組んでいこうと検討している。

(B 委員)

ため池発電がよく分からない。通常水流を用いて発電すると思うが、水の動かないため池でどのように発電するのか教えていただきたい。

(事務局)

小水力発電を指していると思われるが、今回はため池の上にフロートを付けたソーラーパネルを設置する太陽光発電を想定している。

(C 委員)

ソーラーパネルの設置においては浮力を用いるべきか、支柱を立てて設置するべきか、どちらが良いかの結論はまだ出ていないと思う。現在町で検討している浮力を用いてソーラーパネルを設置する手法でのため池発電では、ため池の管理手法等で農林水産省との間に様々な問題が出てくると考えられる。簡単にちょうど良い手立てにはなりにくいのではないか。

(事務局)

前提として、ため池発電は民間提案事業であるという側面もある。

(C 委員)

民間企業はため池にソーラーパネルを設置すれば儲かるのではないかという発想で提案しているのではないか。ため池の管理手法等、具体的にどのような方法で実施するのかよく分からない。

(B 委員)

フロートを用いた水上太陽光発電には難しい課題が多くあり、ため池の水質管理・水量管理等の様々な問題が考えられる。町内に多く存在する農業用水の用水路を活用し、プロペラを設置し小水力発電を行えば低予算で発電できるのではないか。ただし、町内に適当な水路がないため難しいかもしれない。

(C 委員)

町の土地に高低差があまりないため、水力が足りず難しいのではないか。

(A 委員)

No.11①については、文言の修正内容自体に問題はないと考える。

一方で、No.11②について、修正前後で表現のニュアンスが大きく変化しており良くないと考える。子ども向けの環境学習も行うべきであるというご意見を受け、それにも取り組むという趣旨で計画を修正したと推察するが、修正後の「環境教育その他啓発活動」という表現では、突然環境教育が前面に押し出され、まるで環境教育が取組の中心でありその他啓発活動が周辺施策であるかのように読み取れてしまう。この

修正では当初の趣旨と異なると考えられるため、「事業活動の普及促進や小中学生向けの環境教育」のように、環境教育に関する内容を少し書き加える形で修正するのが良いと考える。

No.12 の計画の修正については、この内容で問題ないとする。

(D 委員)

No.8 の提出された意見における特定の個人・団体の利益を害するおそれがある表現がみられる箇所について、意見そのものは尊重すべきであるが、具体的な自治体名を挙げていることが気になった。D 市の治安が実際に悪化しているかは分からないが、このような主張の仕方はふさわしくない。具体例を挙げずとも意見の趣旨は伝わるのではないか。

(事務局)

今回の No.8 の意見について、今回の審議会に向けて事前に事務局・担当課・町執行部等でも種々検討している。自治体によっては差別的事象と受け取られる発言を意見として取り扱わないという趣旨の回答をしている自治体もあり、D 委員のおっしゃるとおり、意見提出者の主観による部分の大きい発言については、「提出された意見概要」と建付けを変更し、趣旨内容は変えずに見せ方を工夫する必要があると事務局としては考えている。このような変更を行っても良いかどうか、事務局側から委員の皆様を確認させていただきたい。事務局としては個別具体の自治体名を削除するのが良いと考えるが、いかがか。

(A 委員)

今回の審議会の運営に関する事前打ち合わせにおいて、D 委員から指摘のあった No.8 の意見のほか、No.4 の意見についても配慮が必要な可能性がある表現が含まれている旨、人権担当部署から指摘があり、この場で委員の皆様にご審議していただきたいと、事務局からお話をいただいている。その前提として、いくつか事務局に回答をいただきたいと思う。

まず、広陵町自治基本条例にはパブリックコメントを行うことが定められているが、実際どのようにパブリックコメントを行うかを定めた取扱要綱は存在するという認識で合っているか。

次に、パブリックコメントで寄せられた意見について、場合によっては削除・加工をして良いのか、それともそのまま公表するのか等、広陵町におけるルールをお伺いしたい。

また、この審議会におけるパブリックコメントの扱い方についても伺いたい。委員の皆様それぞれ意見があると思うが、この審議会で当該意見の扱いを決めるのか、私たちの意見を聞いた上で町が扱いを決めるのか、スタンスをはっきりしていただきたい。もしルールがあればそのとおりに従うのが良いと考える。

以上のことを整理した上で、委員の皆様にはどう感じるか、どうするのが良いと思うか等の意見を述べていただきたい。

(事務局)

広陵町自治基本条例に基づくパブリックコメントの方法等については、広陵町自治基本条例推進会議にて要綱案の議論がなされているところであり、予定では令和8年4月1日より要綱の運用を開始するという方針でまとまっている。

(A 委員)

つまり現状ではパブリックコメントの取扱要綱は存在しないという認識で良いか。

(事務局)

ご認識のとおり。ただし、パブリックコメントを実施する際には、計画の内容と直接関係のない意見、賛否や結論のみを示した意見は意見として扱わないこと、個人情報や個人等の利益を害する情報等の公表に適さない情報は公表しないこと、等の注意事項をHP、意見記入用紙等に記載している。今回のパブリックコメントにおける当該意見がそれらに該当するかどうかは審議会でご意見いただいた内容を踏まえて町で最終判断し、公表の仕方もそれに応じたものとする、という方針となっている。

(A 委員)

そのような注意事項は様々なパブリックコメントで共通しているか。

(事務局)

共通している。

(A 委員)

意見の扱い方についてこの審議会で責任を持って決定を下すことは、委員の立場では責任を負うことが難しい上、委員の役割としても不自然である。そのため、この審議会では皆様からご意見があればお伺いして、その内容を踏まえて町がご対応されるのがよいと考える。以上のことを踏まえてこの後の議論を進める。

事前に事務局からいただいた情報によると、例えば特定の個人や団体を挙げて懸念を表明していることについて人権上問題があるのではないかという意見が庁内で挙がっているようである。また、D 委員からご指摘いただいたように他自治体の具体名を挙げることは差し障りがある上、メディア等に取り上げられて「広陵町は他自治体を批判している」といった内容を吹聴されるのは困る。この具体的な自治体名の扱い方に関する論点は、ご指摘をいただいて良かったと思う。

さらに考慮すべきことを挙げると、パブリックコメントでいただいた意見を公表している以上、仮に意見を削除すると、削除された意見の提出者から抗議が寄せられる可能性がある。場合によっては「この意見はなぜ問題があるのか」など議論がこじれ、紛争に発展する恐れもある。

また、仮に意見が削除された場合、根拠となる懸念を述べた上で自らの意見を述べている意見提出者の多くは「懸念を持ってはいけないのか」と受け取る場合もあると考える。その場合、その意見提出者はおそらくもう二度とパブリックコメントで意見してくださらなくなり、最終的には誰もパブリックコメントで意見してくれなくなるのではないかという懸念がある。これは多様な方の意見を募るというパブリックコメントの趣旨にも反する。

以上のように、なかなか答えの出ない議論であり、またこの審議会では結論を出さないということとしたため、もしご意見のある方がいれば、町の参考に供すべくご意見をいただきたい。

(B 委員)

極端な意見や差別的なニュアンスのある意見は文面をそのまま公表せず、趣旨を変えないように意見概要に変更するという、事務局の意見に賛成である。

No.8 の意見に「移民」という表現があるが、そもそも日本には移民制度は存在しないのではないのか。就労ビザ、永住権、結婚ビザ等の制度を活用して日本で暮らしている外国人はいるが、移民制度という存在しない制度についての記載があるのはふさわしくないと考える。また、No.8 の意見に「移民による治安の悪化」と記載があるが、警察庁は「外国人による犯罪はこの5年間は減少傾向にある」と公表していると認識しており、これも認識が異なると思う。

また、先ほど挙がった意見や信教の自由に鑑みて、特定の個人・団体の利益を害するおそれのある内容は記載すべきでないと思う。記載すべきでないこと、認識が間違っていることを「パブリックコメントだから」という理由で一字一句変えずそのまま公表しなければならないということはない。そうでなければ、差別的な言動もそのまま公表しなければならないというように解釈が広がってしまう可能性がある。その点は気を付けた方がよいのではないのか。

(E 委員)

No.4 の意見「A 県のように土葬をしたいと言い出し」という表現について、これはおそらく「A 県で外国人が土葬したいという主張をした」事案を指すと思われるが、この意見をそのまま載せるのは怖く、多少文言を変えなければならないと思う。特定の個人・団体の利益を害するおそれのある表現については、町で精査したうえで公表していただくことに私も賛成である。

(A 委員)

これは難しい問題である。そもそもパブリックコメントは専門家からも意見をいただきたいという趣旨で行われるが、日本では諮問機関が多種多様に開かれ公募委員も存在するため、意見を言いたい人や関係者が集まって意見出しを行う場になっており、それ以外の方の意見が出づらいうという課題がある。また、わざわざパブリックコメン

トに意見を書く方々は何らかの強い気持ちを持っている場合がある。そして、それらの方々は文章の書き方に慣れていたり、書き方を指導されたりするわけではないため、どうしても行間を読まなければならない表現となる場合も多い。

貴重なご意見をいただいたということを意識して町でパブリックコメントの扱いを判断した上、公表していただきたい。

その他のご意見への回答（案）等も含め、他にご質問、ご意見等がなければ、「パブリックコメントの結果について（計画への反映及び回答案）」について、承認としても良いか。

（委員一同）

了解。

（事務局）

本日いただいたご意見を踏まえた計画への反映（案）及び回答案の承認については会長に一任させていただきたく考えている。A 委員からご意見いただいた No.11 の環境教育に関する計画の修正変更もあるため、計画への反映の仕方は事務局側で今後確認を行い、この場で結論の出なかった計画への反映（案）及び回答案について会長と協議しながら、公表に向けて進めていく。

（会長）

それでは承認とさせていただき、先ほど事務局から提案があったとおり、本日のご意見等を反映した総合計画中期基本計画（案）及びパブリックコメント回答案の承認については、私に一任いただくこととさせていただく。

実際に計画（案）で文言を変更する可能性があるのは No.11 の環境教育に関する箇所のみであり、他の箇所についてはご承認いただいたと認識している。

4 その他

○事務局から第5次広陵町総合計画（中期基本計画）の策定に係る答申素案）及び議事要旨への回答等の追記について説明（当日配布資料1、2）

（A 委員）

当日配布資料1、答申素案の「3 地方創生に向けた対策のより一層の推進」内に「地域の魅力や可能性を AI などのデジタル技術も活用しながら極限まで引き出す」という文言がある。極端な表現、主張の入った表現に思えるが、この表現に何か強い想いやこだわりはあるか。

（事務局）

「極限まで」との表現は、前期基本計画時の記載内容を踏襲しているものであり、特に意図があって記載したわけではない。

(A 委員)

もちろんこの内容のことはしっかり取り組まなければならないと思っているが、その直後の文が「ゆとりと潤いあふれる豊かな生活空間を更に磨き上げる」という抽象的な言い回しであるため、表現の強さは多少緩めたい。こちらの内容は別途相談させていただきたい。

5 閉会

(以上)